

改正

平成14年6月21日 条例第25号

平成26年6月27日 条例第13号

行田市公立学校通学区域等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行田市公立学校（以下「公立学校」という。）の通学区域及び統廃合に関する審議会の設置並びに運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 行田市教育委員会（以下「委員会」という。）に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、行田市公立学校通学区域等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 審議会は、委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域及び統廃合に関する事項を審議し、答申する。

(組織)

第4条 審議会は、18人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- (1) 公立学校の校長
- (2) 公立学校PTA役員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募の市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会規則で別に定める。

附 則

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により委嘱又は任命されている委員は、この条例による改正後の行田市観光委員会条例、行田市商業振興対策委員会条例、行田市住居表示審議会条例、行田市都市計画審議会条例、行田市農政審議会条例、行田市公立学校通学区域等審議会条例、行田市予防接種健康被害調査委員会条例、行田市国土利用計画審議会条例、行田市行政改革推進委員会設置条例、行田市総合振興計画審議会条例、行田市資源リサイクル審議会設置条例、行田市市営住宅管理条例、行田市史編さん委員会条例、行田市環境審議会条例及び行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（以下「新行田市観光委員会条例等」という。）の規定によりそれぞれ委嘱又は任命された委員とみなす。ただし、この条例による改正前の行田市商業振興対策委員会条例第2条第2項第5号、行田市住居表示審議会条例第3条第2項第5号、行田市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第3号、行田市国土利用計画審議会条例第3条第4号、行田市総合振興計画審議会条例第3条第2項第5号、行田市資源リサイクル審議会設置条例第3条第5号、行田市市営住宅管理条例第4条第3項第3号、行田市史編さん委員会条例第3条第2項第5号及び行田市環境審議会条例第3条第5号の規定により委嘱又は任命

されている委員については、この限りでない。

- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新行田市観光委員会条例等の規定にかかわらず、この条例施行の日における従前の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年 6 月27日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職している委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合において、市議会議員の区分により委嘱し、又は任命された委員については、市議会議員の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失うものとする。